

地域密着型介護老人福祉施設 長寿の郷 重要事項説明書

1. 施設の目的

社会福祉法人 長寿幸元会が開設する長寿の郷が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある入所者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

2. 運営方針

事業所は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法等の主旨に沿って入所者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを旨とする。また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 施設サービスの相談

担当者：入居、退去や生活全般・介護に関する相談・苦情は生活相談員が対応します。

介護に関する相談はユニットリーダーもしくは担当介護職員が対応します。

健康や病気に関する相談は看護リーダーが対応し、嘱託医の指示を受けます。

施設サービス計画の立案は介護支援専門員が対応します。

受付時間：サービスに関わる主な共用施設・設備は次のとおりです。

4. 施設サービスの概要

名称：地域密着型介護老人福祉施設 長寿の郷

電話番号（0776）67-8905

所在地：〒910-0224 福井県坂井市丸岡町八ヶ郷 22-5

指定番号：指定地域密着型介護老人福祉施設【福井県 1891700054】

施設：サービスに関わる主な共用施設・設備は次のとおりです。

入居定員 29名

設備の種類	室数	設備の種類	室数	設備の種類	室数
居室	29室	トイレ	9室	キッチン	3ヶ所
共同生活室	3室	一般浴	2室	非常階段	2ヶ所
介護職員室	2室	一般浴	1室	相談室	1室
医務室	1室	特殊浴槽	1室	エレベーター	1基

職員体制：サービスに従事する職種・職員数は次のとおりです。但し短期入所生活介護事業所を兼務とする。

施設長	1名（但し長寿園を兼務する）	事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います
嘱託医	2名	入居者の健康管理及び療養上の指導を行います
生活相談員	1名（但し介護支援専門員を兼務する）	入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います
介護支援専門員	1名（但し生活相談員を兼務する）	介護計画の作成等を行います
介護職員	22名	入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います
看護職員	2名	入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います
機能訓練指導員	1名	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います
管理栄養士	1名（但し長寿園を兼務する）	栄養計画の作成や栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行います
事務員	1名	

勤務体制：入居者と介護及び看護職員の比率は2：1の配置となっています。

夜間時は二交替制で介護職員が2名配置となっています。なお、看護職員の夜間勤務は致しません。

- ・早出1 7:00～16:00 ・早出2 8:00～17:00
- ・日勤 9:00～18:00 ・遅出 12:00～21:00
- ・夜勤 17:00～翌日9:00

協力医療機関

嘱託医：東外科（内科・外科）電話番号（0776）66-2228

済生会病院（精神科）電話番号（0776）23-1111

協力病院：藤田神経内科病院 電話番号（0776）67-1120

石黒皮膚科 電話番号（0776）51-6700

協力歯科：さかい歯科生協診療所 電話番号（0776）67-6333

5. 提供できるサービス内容

施設サービス計画の立案・作成・実行以外は【契約書別紙】に記載した通りです。

6. 料金の概要

①施設サービス費

お支払いいただく料金は下記の単価に別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額となります。

要介護度	基本料金	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	個別機能 訓練加算	精神科療養 指導加算	夜勤職員配置 加算Ⅱ	日常生活継続 支援加算Ⅱ
1	682	12	23	12	5	46	46
2	753	12	23	12	5	46	46
3	828	12	23	12	5	46	46
4	901	12	23	12	5	46	46
5	971	12	23	12	5	46	46

②個別対象加算料金

- ・安全対策体制加算 20円（入居当日1日に限る）
- ・外泊時加算 1日246円（入院又は外泊した場合、但し6日間に限る）
- ・初期加算 1日30円（入居後や退院後、但し30日間に限る）
- ・若年性認知症受入加算 1日120円（若年性認知症の方の受入れを行った場合）
- ・療養食加算 1食6円（医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合で1日3食を限度とする）
- ・経口移行加算 1日28円（現在経管により食事を摂取されている方で、経口による食事の摂取をすすめる栄養管理を行う場合180日間に限度とする）
- ・経口維持加算Ⅰ 1月400円（著しい食事障害がある方について、継続して経口による食事の摂取をすすめる栄養管理を行う場合）
- ・経口維持加算Ⅱ 1月100円（協力歯科を定め、維持加算Ⅰにおいて行う会議等に医師等が加わった場合）
- ・看取り介護加算Ⅰ 医師が終末期にあると判断した方について、同意を得ながら看取り介護を行った場合
死亡日31日～45日前は1日72円 死亡日30日前～4日前は1日144円 死亡日の前日・前々日は1日680円
死亡日は1日1280円
- ・科学的介護推進体制加算Ⅰ 1月40円（入居者ごとの心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、サービス提供時に必要な情報を活用した場合）

③介護職員等処遇改善加算Ⅰ

- ・1ヵ月の総単位数の14%

④居住費

- ・1日2,500円 ※但し、居住費負担限度額認定者はその負担限度額とする

※入院期間中又は外泊期間中も居住費2,500円がかかります

※入院7日目以降は負担限度額認定証が適用されません

⑤食費

・1日1,600円（食材料費、調理費用）※但し食費負担限度額認定者はその負担限度額とする

※入院7日目以降は負担限度額認定証が適用されません

⑥日用品生活品費 1日最大150円 ※別紙『日用品費内訳表』参照

⑦希望によるおやつ代 1日70円

⑧その他費用（希望者のみ）

・理美容サービス費 2,200円

・喫茶代50円

・契約者もしくはその家族の希望による電化製品使用料 1日50円

・契約者の希望による教養娯楽費等 実費相当額

・健康管理費（各予防接種費用） 実費

※減免措置として新入居・生活困窮者等に自己負担額の減額や免除の措置が講じられています。

支払方法 毎月15日までに前月分を請求します。20日までにお支払いいただくことになります。

支払方法は【口座自動引き落とし】か【現金払い】を選んでいただくことになります。

7. 入居及び退去の手続き

入居手続き

(1)電話か直接施設に来て頂き、生活相談員と話し合いの上、別紙【入居申込書】に所定の事項を記入していただき、予約制となります。

(2)定員に満たない時（空床時）には入居できます。

(3)入居の際に【地域密着型介護老人福祉施設契約書】を取り交わすことになります。

(4)他の介護保険施設から移転される時、居宅サービス計画作成中の時は、事前に知らせていただきます。

退去手続き

(1)退去を希望される時は、別紙【退去申込書】に記入いただき希望される日の1ヶ月前に当施設に提出いただきます。

(2)利用料金の支払催告に応じない時は退去となります。

(3)3ヶ月以内に退院できる見込みがない時、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった時は退去となります。

(4)職員や他の入居者に対して背信行為を行った時は退去となります。

(5)要介護認定の更新で非該当（自立又は要支援）と認定された時は、一定期間後に退去となります。

(6)他の介護保険施設に移転する時は退去となります。

(7)死亡した時は退去となります。

(8)退去時は、遺留金品等全て家族（身元引受人）に引き取っていただきます。

8. 入居時や入居中に守っていただきたい事項

準備品：入居前に確認の上、日常生活に必要な次の物を準備していただきます。

(1)本人が使い慣れている車椅子、歩行器、老人車、杖、補聴器、タンス等

(2)衣類、肌着類は施設用の整理箆笥や収納棚に収められる分

(3)パジャマ類は5枚程度

(4)冬期の毛布、電気毛布（希望者のみ）

なお、電気敷毛布は介護上支障がございますのでご遠慮下さい。

私物

(1)私物で不要不急な物は持ち込まないように願います。

(2)高額な金銭類の持込は禁止となっていますので持ち込まないように願います。

(3)私物の衣類やタオル類は施設内でまとめて洗濯しますので、必ず油性のマジックで氏名を記入ください。

(4)生活が長くなると身の回り品等の私物が多くなってきますが、常時必要でない品は家族で保管ください。

面会

(1)面会時間は、緊急以外は午前8時30分から午後17時30分までとなっています。

(2)面会の方は、正面玄関に備え付けの【面会カード】に所定事項を記入してから面会していただきます。

(3)入居後は環境や生活リズムの変化に対応していくため、精神的にも不安的な状態になりがちです。

面会回数（週に1～2回）を多くして入居者が徐々に生活に慣れるようご協力いただきます。

(4)面会時の食物等の持ち込みは、身体の状態の変化等が考えられますので必ず担当の介護職員に相談していただきます。

遵守事項

- ・施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。
- ・暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。
- ・衛生、風紀管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないでください。
- ・火災、盗難の防止に努めてください。
- ・多額な現金、有価証券、貴金属類は原則持ち込まないでください。
- ・建物や設備を故意に破損しないでください。
- ・施設サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出てください。
- ・施設サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらさないでください。
- ・その他管理者が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

9. サービス提供上で必要な対応方法

(1)事故発生時の対応

サービスの提供に当って事故が発生した場合には、速やかに身元引受人、家族並びに介護保険者及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)緊急時の対応

サービスを提供している際に入居者の心身に異変、その他緊急事態が生じた場合は、身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(3)苦情の対応

サービスの内容に関する入居者からの苦情に対して敏速かつ適切に対応するため窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項その他必要な措置を講じます。

①不満や疑問などがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

苦情受付担当者 マネージャー 諏訪 浩隆

苦情解決責任者 施設長 西 光明

地域密着型介護老人福祉施設 長寿の郷 (0776)67-8905

②直接ご連絡いただくほか、市役所等へ相談、苦情を申し立てることもできます。

坂井地区広域連合 介護保険課 (0776)91-3309

坂井市 高齢福祉課 (0776)50-3040

あわら市 健康長寿課 高齢福祉グループ (0776)73-8022

福井市 福祉部 介護保険課 (0776)20-5715

福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (0776)24-2347

福井県国民健康保険団体連合会 (0776)57-1611

③苦情の申し立てにより、入居者及びその家族に対して差別的な待遇等を行うことはございません。

(4)虐待の防止

入居者の人権の擁護、虐待の防止のために、次の必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者（施設長 西 光明）を選定しています。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・虐待防止委員会を設置しています。
- ・サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

(5)第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の活用は未実施です。

(6)非常災害時の対応

- ・非常災害時には入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- ・非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上の避難訓練及び年1回以上の防災訓練、その他必要な訓練等を実施します。

契約書別紙

指定地域密着型介護老人福祉施設 長寿の郷の施設サービス内容及び料金は、次のとおりです。

- ① 居室は、個室を基本とし介護状態に応じて居室替えを行うことがあります。
- ② 入浴は、週に2回を基本に、介護状態に応じて個浴、一般浴、機械浴（特浴）、清拭、シャワー浴とします。
- ③ 排泄は、自立支援によるトイレ誘導か簡易便器を基本に、介護常態に応じて紙おむつまたは布おむつを使用します。個々人の排泄パターンを把握し定時、又は必要に応じて随時交換とします。なお、特殊な紙おむつや商品名指定の場合は自己負担とします。
- ④ 食事は、朝食を午前7時30分～9時30分、昼食を12時～14時、夕食を17時30分～19時30分の時間帯で提供します。各階共同生活室を基本に、介護状態に応じて介助をします。なお、外食や特別な食事（出前）は自己負担とします。アルコール類の持込は原則禁止とします。
- ⑤ 入浴、排泄、食事の基本介護以外に、移動、着替え、体位変換などの日常生活上必要な介護を介護状態に応じて行います。その上で施設サービス計画に沿った目標や達成時期を重点に介護及び介助を行います。
- ⑥ 移動に必要な歩行器や車椅子類は、施設用を基本とします。但し、特殊な体系で施設用が間に合わない場合は個人所有とします。また、個人所有の修理は自己負担とします。
- ⑦ 健康管理は、嘱託医による回診を基本に、心身の異常は看護職員が聞き、嘱託医または主治医の指示の下で処置します。健康診断は入居時と他に年1回行います。
- ⑧ 機能訓練は、残存機能の維持や自立支援のために嘱託医または主治医の指示で機能訓練指導員が行います。
- ⑨ 生活全般は生活相談員が聞き、介護サービスを含め日常生活全般に関する悩み事、相談事及び家族との連携等を行います。
- ⑩ 心身機能の維持のため、屋内レクリエーションや屋外行事を企画します。なお、事前に日程説明の上、家族同行をお願いする場合があります。
- ⑪ 入居時や入居中必要な物、面会時間、外出や外泊、入居中に守って頂く事項、対応方法等は別紙〔重要事項説明書〕に明記します。
- ⑫ 理美容サービスについては利用者、家族との相談のうえ実施いたします。料金は2,200円となっています。
- ⑬ 基本料金は1日あたりの自己負担額（ 円）とし、介護度に変更が生じた場合には、それに該当する額とします。上記に別途加算（ 円）が必要となります。
- ⑭ 居住費は1日あたり2,500円とし、居住費負担限度額認定者はその負担限度額とします。
- ⑮ 食費は1日あたりの自己負担額1,600円とし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とします。
- ⑯ 日常生活に必要な物品は施設にて用意いたします。
- ⑰ その他、必要と認めた事項については、双方協議の上とします。

上記の契約書別紙並びに重要事項説明書の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

〈契約者〉

住所

氏名 _____

〈保証人（身元引受人）〉

住所

氏名 _____

事業者

事業者番号 1891700054 号

福井県坂井市丸岡町八ヶ郷 22-5

地域密着型介護老人福祉施設 長寿の郷

施設長 西 光明